

鎌倉芸術館 施設利用の市民団体等優先予約開始のお知らせ

ご利用者 各位

平素は鎌倉芸術館をご利用いただき、誠にありがとうございます。

鎌倉芸術館では、**平成31年4月ご利用分(平成30年3月1日抽選会)より**、鎌倉市民の皆様の文化活動を支援し、より活動の場を確保しやすいよう、「市民団体等優先予約」を導入いたします。

「市民団体等優先予約」のご利用には、事前に団体登録のお手続きが必要です。ご登録される場合は、次の事項をご確認いただき、お手続きくださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点等ございましたら、鎌倉芸術館(TEL0467-48-5500)へご連絡ください。

何卒よろしくようお願い申し上げます。

1. 対象施設・対象日

あらかじめ当館が指定した日の大ホール、小ホールおよびギャラリー1・2・3に限ります。ただし、対象施設と同時に利用する場合は諸室(練習室1・2、スタジオ、リハーサル室、会議室1・2、集会室、和室)も対象とします。

※ただし、平成31(2019)年3月~12月の大ホールは、天井改修のためご利用を休止させていただきます。

2. 対象団体

以下(1)~(4)のいずれかに該当する団体が芸術文化の活動で利用する場合とします。

なお、催し等の準備又は練習のみの利用はできません。

(1) 社会福祉法第22条に規定する市内の社会福祉法人又は市内の福祉活動を行っている団体(鎌倉市が財政援助をしている団体に限る)

(2) 学校法第1条に規定する市内の学校もしくは幼稚園又は児童福祉法第39条に規定する市内の保育所

(3) 社会教育法第10条に規定する市内の社会教育関係団体(鎌倉市が財政援助をしている団体又は当該団体に加盟している団体に限る)

(4) 以下の要件をすべて満たす市内の団体

①活動拠点が市内に有り、構成員が10名以上の団体で、代表者が成人であること

②構成員の半数以上が鎌倉市に在住・在勤・在学のいずれかを満たす者で構成されていること

③練習・発表等、主な活動拠点が鎌倉市内であること

④営利目的・宗教・政治活動を目的としない団体(株式会社、宗教団体等は対象外)

⑤集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織(暴力団その他これに準ずる者等反社会的勢力)の利益になると認められる団体ではないこと

3. 「市民団体等優先予約」の団体登録方法

鎌倉芸術館2階事務室にて利用希望月より14ヶ月前の末日までに事前登録をお願い致します(抽選日の当日など、期限を過ぎての登録は致しかねます)。手続きには、以下の書類をお持ち下さい。但し、上記対象団体の

(1)~(3)に該当する団体は、資料は不要です。

① 団体代表者の本人確認のできる書類

② 鎌倉市に在住・在勤・在学であることが確認できる住所を記載した、10名以上の会員名簿

③ 主な活動拠点が鎌倉市内であることが確認できる資料

④ 総会資料あるいは活動記録資料(過去に実施の催物のチラシ、プログラムなど)

4. 抽選方法について

市民団体等優先予約は、以下に基づき優先予約の手続きを行うことができます。

(1) 市民団体等優先予約対象日は、ご利用希望月の14ヶ月前21日に鎌倉芸術館ホームページにてお知らせします。

(2) 市民団体等優先予約対象日の中から、ご希望の日を選んで抽選の申込みをしてください。

市民団体等優先予約の抽選の申込は、ご利用希望月の14ヶ月前21日から末日まで、2階事務室で受付します(ただし利用希望月が1月の場合は12月27日までに申込ください)。

(3) ご利用希望月の13ヶ月前の原則1日に抽選会を行います。